

社会福祉法人 訪問の家 集 短期入所事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 訪問の家（以下「事業所」という。）が開設する、知的障害者短期入所事業所（以下「事業所」という。）が行う知的障害者短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が知的障害者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、介護を行うものの疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者を対象に、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものの連携に務めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、自ら提供する指定短期入所の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。

5 事業の実施に当たっては、前4項のほか、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は次のとおりとする。

- | | |
|-------|---------------------|
| 1 名称 | 集 |
| 2 所在地 | 神奈川県横浜市磯子区馬場町 1-4-2 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|---|----------------|
| 1 施設長 | 1名 |
| 施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。 | |
| 2 生活支援員 | 1名（指定配置基準を満たす） |
| 生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。 | |

（短期入所の事業の類型）

第5条 事業所は、基準省令第65条第1項に規定する「単独事業所」として指定短期入所を行う。

（主たる対象者）

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。
知的障害者

(短期入所の定員)

第7条 事業所の指定短期入所の定員は3人とする。

2 前項の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

(サービスの提供)

第8条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。

3 その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するものとする。

(支給決定を受けた障害者から受領する費用の額等)

第9条 指定短期入所を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所として提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者等から受けることができるものとする。

4 前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付するものとする。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎事業の実施は次のとおりとする。

横浜市全域

但し、気象状況及び送迎者の健康上の理由等により送迎を中止することがある。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、喫煙、宗教、政治活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第12条 事業者の従業者は、指定短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防災管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び、風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回避難、救出訓練を行うものとする。

(苦情への対応等)

第14条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定短期入所に關し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定短期入所に關し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第17条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後1ヶ月以内
継続研修	年2回

- 2 従業者は、正当な理由無く、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者とその雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を5年間保存しなければならない。
- 5 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。
- 6 事業者は、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人訪問の家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。